

## 焼津高等学校 部活動等 公式 SNS 運用ガイドライン

(運用するソーシャルメディアの種類)

Instagram、YouTube、X、LINE@ (以下、「SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」という。)

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、焼津高等学校(以下、「本校」という。)の魅力を発信するための広報手段である SNS の管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 SNS を活用した情報発信により、本校在校生・保護者、本校卒業生などの学校関係者、及び中学生や地域住民に、本校の様々な活動を発信し、本校の認知度を上げ、社会から応援される高校になることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) SNS インターネットを利用した情報発信と利用者相互の情報伝達手段をいう。
- (2) アカウント SNS を利用するためのユーザー登録情報をいう。
- (3) リポスト SNS 利用者が投稿した内容を自身のアカウントで再度投稿することをいう。
- (4) ハッシュタグ 投稿された写真や動画を検索するためのツールをいう。
- (5) コメント SNS の投稿に対する意見や反応等をいう。
- (6) 「承認」行為 SNS の投稿に対し、同意又は支持の意思を表すための SNS の機能をいう。
- (7) ストーリーズ 写真や動画の投稿及びライブ配信が行える機能をいう。
- (8) 管理責任者 SNS の運営と管理を行う職員をいう。
- (9) 運用責任者 SNS の記事の投稿等を行う当該部活動に所属する生徒、又は顧問をいう。
- (10) 利用者 SNS の利用者をいう。
- (11) なりすまし 本来のユーザーに偽装してだますことをいう。

(管理責任者及び運用責任者)

第4条 SNS の適切な運用及び管理を行うため、管理責任者及び運用責任者を置く。

- 2 管理責任者は、部活動顧問又は授業担当の本校教員をもって充てる。
- 3 管理責任者は、SNS に登録したメールアドレス及びパスワードを運用責任者以外に開示してはならない。
- 4 運用責任者は、代表生徒又は本校教員をもって充てる。

(運用方法)

第5条 各部活動等が SNS に投稿できる情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 練習、練習試合、公式戦等の活動に関する写真等、本校の PR において有効であると管理責任者が認めるもの。
- (2) 利用者による本校に関連した投稿のうち、運用責任者により本校の投稿としてリポストするもの。  
ただし、その内容は、管理責任者が選定し、当該利用者から承諾を得たものとする。

(SNS 活用の基本原則)

第6条 管理責任者及び運用責任者は、SNS の活用に際し、次に掲げる基本原則を遵守しなければならない。

- (1) SNS を利用して情報を発信する場合には、教育基本法をはじめとする関係法令及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、本校の「個人情報の取扱いについて」、その他本校の規則、規程等を遵守すること。
- (2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して侵害することがないように十分留意すること。
- (3) 一度インターネット上に公開された情報は、完全には削除できないことを理解し、発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意すること。又、誤りがあった場合は直ちに認め、訂正すること。
- (4) 発信した情報により、意図せずして他者を傷つけ、又は誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。
- (5) 発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けること。
- (6) 次に掲げる情報は、発信しないこと。
  - ア 不敬な(礼を失する)表現を含む情報
  - イ 人種、思想、信条等に対する差別又は差別を助長する情報
  - ウ 違法行為又は違法行為をあおる情報
  - エ 根拠が不明な情報や単なるうわさ又はそれらを助長する情報
  - オ わいせつな内容を含むホームページへのリンク
  - カ その他公の秩序又は善良の風俗に反する一切の情報

(返信コメントの禁止)

第7条 SNS に対するコメントについては、原則として返信コメントは行わない。ただし、管理責任者が必要と判断した場合は、この限りではない。

(本校以外の SNS へのコメントの禁止)

第8条 本校以外の SNS アカウントへのコメントは行わない。ただし、公的機関又は活動上関係が深いと認める SNS アカウントへのコメントについて、管理責任者が必要と認める場合は、この限りでない。

(本校以外の SNS アカウントの承認行為等の使用の禁止)

第9条 本校以外の SNS アカウントに対しては承認をしない。ただし、公的機関又は活動上関係が深いと認める SNS アカウントについて、管理責任者が必要と認める場合は、この限りでない。

(本校ホームページ等への掲載)

第10条 管理責任者は、SNS へのリンク及びアカウント名を本校のホームページ等に掲載し、情報発信を行う。

(なりすましへの対応)

第11条 管理責任者は、SNS アカウントになりすましたアカウント又は公式なものと誤解を招くアカウントを発見した場合は、本校ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(不適切なコメントの取扱い)

第12条 管理責任者は、SNSに寄せられたコメントのうち、以下に示すコメントについては、コメント投稿者の許可を得ることなく投稿の削除又は非表示の措置をとることができる。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反すると思われるもの
- (3) 発信した情報と関連がないもの
- (4) その他、管理責任者が不適切と判断したもの

(SNSの削除)

第13条 管理責任者は、このガイドラインに照らし、重大な利用違反及び不正利用が判明した場合は、SNSアカウントを削除することができる。

(SNSの公式アカウント登録)

第14条 部活動等でSNS公式アカウントを登録する場合は、管理責任者が、校長に別添「焼津高等学校部活動等公式利用登録届」を提出し、申請を行う。

附 則

このガイドラインは、令和7年4月1日から適用する。

校 長	教 頭	教 頭	生徒部長	総務部長	広報課長

申請日 令和 年 月 日

## 焼津高等学校 部活動等公式利用登録届

焼津高等学校長 様

SNS 公式アカウント登録について申請します。

また、運用に関しては「焼津高等学校部活動等公式 SNS 運用ガイドライン」を遵守します。

### 1 申請種別

新規登録

登録情報の変更 →  管理責任者の変更  運用担当者の変更  その他 ( )

登録情報の削除

### 2 管理責任者（顧問等の代表教員名）

氏名		
所属（部活、授業等）		
連絡先	TEL	メールアドレス

### 3 運用責任者（生徒の責任者等）

氏名		
所属（部活動、授業等）		
連絡先	TEL	メールアドレス

### 4 詳細

利用サービス名	<input type="checkbox"/> Instagram <input type="checkbox"/> X <input type="checkbox"/> YouTube <input type="checkbox"/> LINE@ <input type="checkbox"/> その他 ( )	
利用組織名		
利用目的		
アカウント名		
U R L		
代表メールアドレス		
利用開始期間	<input type="checkbox"/> すでに利用開始 <input type="checkbox"/> 年 月 日	
利用終了期間	<input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 年 月 日	
本校の校章等の使用	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	